

壱岐市農業委員会定例会（平成28年8月）

議 事 録

1. 開催日時 平成28年8月26日（金） 午前9時
  2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
  3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 28名
  4. 欠席委員 …番 …委員
  5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
  6. 議事日程
    - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
    - 第2. 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第39号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について  
議案第40号 平成28年度農用地利用集積計画について（第3回）
  7. 報告事項 農業用施設等届出申請について
  8. その他
- 

開 会 （ 午前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さん、お早うございます。定刻になりましたので、只今から平成28年8月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、…番 …委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は30名中29名で定数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速、議事に入りたいと思います。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番 …委員、…番 …委員をお願いをいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局、…主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第36号、「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ、決定の要がある。

25番、土地の所在

郷ノ浦町大原触・・・・・・・・・・畑 386㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地ですが、田が7,062㎡、畑が7,653㎡、計の14,715㎡です。

申請理由

譲渡人 相手方の要望により売却する。

譲受人 数年前より野菜を作付しており、買い受けて引き続き耕作に従事する。

権利の設定内容は、売買です。

審査基準の各号の「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・飼料・野菜の作付けです。農機具はトラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラックを所有してあります。田植機は組合のものを利用してあります。農作業歴は本人が25年、父55年、母45年です。通作距離は30m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農業生産法人要件」、譲受人は個人であり、適用なし。

「信託要件」、信託でないので適用なし。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超えている。

「転貸禁止要件」、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には当たらない。

「地域との調和要件」ですが、申請地は今まで通り野菜を作付ける予定であり、本件の権利取得後により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと判断しております。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月22日に・・委員さん、譲り受け人のお父さん、お母さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・番・・委員。

・・委員 22日の日に言われた通り事務局の方と譲受人のお父さん、お母さん立ち会いの下に現地確認を行いました。事務局の説明の通り木戸口にありまして、もう数年前から譲受人の方が作られておりまして、問題はないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第36号は決定いたします。

続きます、議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第37号 「農地法第4条の規定による許可申請について」農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

7番、土地の所在、  
芦辺町国分本村触・・・・・・・・・・畑 1, 125㎡  
転用目的、農業用施設用地  
申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、肉用牛増頭のため、申請地に牛舎を増築し残りを放牧場として利用したいので申請します。というものです。農振農用地区域内の農地で用途区分変更が県の同意を得て平成28年8月5日に完了いたしております。位置図、写真、配置図は3頁から5頁です。農振農用地区分変更の折、・・委員さん、申請人の奥さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。この件は先月議案に上がったと思ひます。どうかよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】はい、ご異議ないようですので、議案第37号は意見を付して進達いたします。

続きます、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第38号 「農地法第5条の規定による許可申請について」農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

10番、土地の所在、  
勝本町東触・・・・・・・・・・田 646㎡  
転用目的、農業用施設用地

譲渡人、・・・・・・・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・・・・・・・

申請理由、肉用牛増頭のため、申請地を牛舎及び飼料置場として利用したいので申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農振農用地区域内の農地で用途区分変更が県の同意を得て平成28年6月1日に完了いたしております。

位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。農振農用地区分変更の折、・・委員さん、譲渡人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。今年4月に用途区分変更という事で申請した折、立ち会いを行いました。これは親子で牛を飼っておられますので、今後共頑張るってやるという事でしたので、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】はい、それではご異議ないようですので、議案第38号は意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第39号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第39号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

6番、土地の所在、

郷ノ浦町初山西触・・・・・・・・・・の一部 畑 182㎡の内119㎡

同じく・・・・・・・・・・の一部 田 523㎡の内381㎡

計 2筆で705㎡の内 500㎡

除外目的、住宅用地

申請人、・・・・・・・・・・・・・・・・

申請理由、現在の居宅が老朽化し、子供の成長に伴い狭隘となったため、申請地に居宅を新築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は12頁から14頁です。8月22日に・・委員さんと申請人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、只今の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 22日の日に現地を確認しております。その日は丁度息子さんが仕事の都合で、お父さんと確認をしております。問題はないと思われまして、よろしくお願ひいたします。

議長 はい、そのような補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、6番は意見を付して回答いたします。

続きまして、7番の説明を求めます。

事務局 7番、土地の所在、

芦辺町諸吉東触・・・・・・・・・・ 畑 95㎡

除外目的、駐車場用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地を来客や帰省のための駐車場として利用したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は15頁から17頁です。8月22日に・・・委員さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 本件に関しましては、8月の22日に事務局と現地を確認いたしました。申請人の方からは、5月の12日に相談を受けまして、それ以降農業委員会方と協議を進めておった訳でございますが、本日、ここに載っておりますように丁度脇が県道でございますが、非常に場所的にも駐車場というのが必要という事もございまして本日の申請でございます。別に問題はないと思われまして、以上です。

議長 はい、以上の補足説明であります、どなたかご質疑ございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議ないようですので、7番も意見を付して回答いたします。続きまして8番でございますけど・・・委員の所有農地でありますので、会議規則第15条に従い退席をお願いします。（・・・委員退席）8番の説明を求めます。

事務局 はい、8番、土地の所在、

芦辺町諸吉本村触・・・・・・・・ 田 88㎡

同じく・・・・・・・・ 田 264㎡ 計 2筆で352㎡

除外目的、運動場用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、保育園を運営しているが、隣接地を借り上げて運動場を広げたいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は18頁から20頁です。8月22日に・・・委員さん立ち会いの下、現

地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・委員 18番。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 お早うございます。・・です。事務局の話の通り22日に立ち会いをいたしました。所有は今、出ておられます・・委員さんの土地でございます。ご承知の通り非常に少子高齢化それから人口流出がなかなか止まらない状況でございます。まあ、そういった中で老岐の将来を担う子供たちの健全なる成長の為の主要申請であると思っておりますので、やむを得ない事情と理解をいたしておりますので、何卒よろしく願いいたします。以上でございます。

議長 はい、以上の補足説明であります。どなたかご質疑ございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議ないようですので、8番も意見を付して回答いたします。(・・委員入室) 続きまして、議案第40号「平成28年度農用地利用集積計画の承認について(3回)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、21頁をお願いします。

議案第40号「平成28年度農用地利用集積計画の承認について」、今年度3回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は101件、借手が41人、貸手が93人です。田が149筆で193,468㎡、畑が59筆で64,541㎡、合計で208筆の258,009㎡です。

この件につきましては、農業委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回この一連について、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、22頁から28頁に掲載しております。よろしく願いいたします。

議長 はい、只今の説明のとおり皆さんの印鑑を頂いておりますので、よろしゅうございますか(はいの声あり)それでは、続きまして、報告事項の「農業用施設等届出申請について」をお願いします。

事務局 はい、29頁をお願いします。

報告事項、農業用施設等届出申請について、農業用施設等届出書が、次のとおり提出されましたので報告します。1番、土地の所在

芦辺町深江栄触・・・・の一部 田 811㎡のうち147㎡

申請人 ・・・・

申請理由 申請地に米の乾燥機を入れる倉庫を建築したいので届け出ます。ということです。

位置図、写真は30頁～31頁です。以上で事務局からの報告を終わります。

議長 只今のは、報告事項でございますので、よろしゅうございますか。(はいの声あり) 外に皆さん方から何かございませんか。ないようでありますので、

本日の会議の全日程を閉めたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。